

# RISK ALERT



## レーザーの使用に関する新法律と罰則について



Written by  
**Ross Millar**  
Loss Prevention

One Hundred Sixteenth Congress  
of the  
United States of America

AT THE SECOND SESSION

*Began and held at the City of Washington on Friday,  
the third day of January, two thousand and twenty*

### 発端となった事例

ロサンゼルスに向かって航行中の船が、衝突の可能性のあるコースに接近している高速船を発見しました。船長は衝突を懸念し、高速船にレーザーを向けて乗組員の注意を引くよう、三等航海士に指示しました。結果的に接近していた船は、遭難したヨットを助けるために派遣されたUSCG(米国沿岸警備隊)の救助船でした。数日後、USCGのオフィサーがレーザーの使用に関する調査をするために搭乗し、レーザーポインターがUSCGのスタッフに引き渡されました。

### 重要な点

この問題は、米国司法省に照会されました。そして2021年1月に可決された新しい法律は、船舶の乗組員と管理会社 船主の双方が、潜在的な民事および刑事責任に直面する大きなリスクを生み出しています。

### 新しい法律について

“The National Defense Authorization Act” は、航行可能な米国の管轄海域において、船舶にレーザーを当てることを違法としました。基本的に航空法で制定されている内容と同じものになっています。レーザーの使用は、USCGの船舶と、水先案内中の船舶に対して行われてきましたが、USCGはこの種の行動を一掃するために上記の法律を推進しました。詳細は、[こちら](#)に記載されています。

違反すると民事罰で最大25,000米ドル、刑事罰で最大25万ドルの罰金と最長25年の懲役刑を科される可能性があります。

### SEC. 8342. AIMING LASER POINTER AT VESSEL.

(a) IN GENERAL.—Subchapter II of chapter 700 of title 46, United States Code, is amended by adding at the end the following:

#### “§ 70014. Aiming laser pointer at vessel

“(a) PROHIBITION.—It shall be unlawful to cause the beam of a laser pointer to strike a vessel operating on the navigable waters of the United States.

“(b) EXCEPTIONS.—This section shall not apply to a member or element of the Department of Defense or Department of Homeland Security acting in an official capacity for the purpose of research, development, operations, testing, or training.

“(c) LASER POINTER DEFINED.—In this section the term ‘laser pointer’ means any device designed or used to amplify electromagnetic radiation by stimulated emission that emits a beam designed to be used by the operator as a pointer or highlighter to indicate, mark, or identify a specific position, place, item, or object.”.

(b) CLERICAL AMENDMENT.—The analysis for subchapter II of chapter 700 of title 46, United States Code, is amended by adding at the end the following:

“70014. Aiming laser pointer at vessel.”.

### 考察

上記の事例と新しい法律の認識は米国の海域を運航する船舶にとって重要ですが、海運業界ではあまり知られていません。同事例を通して改めて、レーザーポインターを使用することによる危険性（怪我、特に眼の損傷のリスクなど）、また新法律に関連して金銭的罰則および風評リスクに発展する危険性を認識することは重要です。

もし船長および監視員が、接近する船舶の動きを懸念している場合は、国際規則に従った手順を実施し、“IMOのCollision Regulations”で規定されている適切な光と音の信号を使用する必要があります。

この新法律に関する更なる考察については、後日改めて共有いたします。